

ちば食べきりエコスタイル登録制度実施要領

千葉県環境生活部循環型社会推進課

1 目的

家庭や飲食店等から排出される、食べ残しなどの食品廃棄物を削減するために、食べ残しを減らす取組を推進する。この取組を実践する事業者を、ちば食べきりエコスタイル協力事業者として登録するとともに、広く県民等へ周知することにより、食べきりの推進に向けた意識啓発を図る。

2 対象事業者

千葉県内で営業する飲食店、食料品を扱う小売店等（以下、「事業者」という。）とする。

3 登録の要件

県は、取組内容が次に定める要件のいずれかに該当するものについて、ちば食べきりエコスタイル協力事業者として登録する。

- (1) 小盛り、ハーフサイズの設定など、利用者の要望に沿った量での提供
- (2) 食べ残した料理について、利用者から持ち帰りの要望があった場合の状況に応じた対応
- (3) 宴会等における食べきりの呼びかけなどの実施
- (4) ポスター等の掲示による、食べ残し削減に向けた啓発活動の実施
- (5) 食料品の量り売り、ばら売りなどの実施
- (6) 利用者に対する食べきりの促進に関する情報提供
- (7) その他、食べきりの促進へつながる取組として県が認めるもの

4 登録手続等

- (1) ちば食べきりエコスタイル登録制度への参加を希望する事業者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を県に提出するものとする。
 - ア 氏名、住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地）及び店舗の区分
 - イ ちば食べきりエコスタイル登録制度へ参加する店舗の名称及び所在地
 - ウ 要領3の（1）から（7）までの区分による取組内容
 - エ 問い合わせ先（所属部署の名称、電話番号等）

- (2) 事業者は、登録手続き完了後、県から送付される登録証ステッカーを店舗入り口等に貼ることができる。

5 登録事業者の内容変更・解除

- (1) 協力事業者は、その登録の内容に変更を生じた場合は、ちば食べきりエコスタイル変更登録申請書を県に提出するものとする。
- (2) 協力事業者の取組が要件を満たさなくなった場合、及び施設を廃止するなどの理由で登録を取りやめる場合は、次に掲げる事項を記載し、県に届け出るものとする。
- ア 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - イ 問い合わせ先（所属部署の名称、電話番号等）
 - ウ 取りやめる理由
- (3) 協力事業者に以下の要件が満たされた場合、県は当該登録を抹消することができる。なお登録を抹消された協力事業者は、速やかにステッカー等の掲示を取り止めるものとする。
- ア ちば食べきりエコスタイル協力事業者として登録された後に、当該登録内容が事実と相違することが判明した場合
 - イ 当該協力事業者又は関係者に公序良俗に反する活動に従事し、若しくは当該活動を行う団体に所属する者が含まれていた場合

6 実施結果の報告

県は必要に応じ、協力事業者の各店舗における取組状況等について調査を行い、協力事業者は、県の行う調査に協力するものとする。

7 県の役割

県は、ちば食べきりエコスタイル協力事業者の情報について、県のホームページなど、様々な媒体を通じて広く県民に情報を提供するなど、ちば食べきりエコスタイル協力事業者の取組が円滑に実施されるよう努める。

附 則

この要領は、平成22年12月1日から施行する。

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

この要領は、平成28年3月31日から施行する。

この要領は、平成31年4月1日から施行する。